

第1章 最近のアメリカにおける金融機関の守秘義務に関する動向

神 田 秀 樹

1 概要

アメリカにおける金融機関の守秘義務に関する法制は、連邦法レベルと州法レベルでいくつかの制定法と判例法が存在するが、連邦法レベルで重要なものは、1970年に制定された連邦公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）と1999年に制定された金融現代化法（グラム・リーチ・ブライリー法として知られ、以下GLB法と略す）である。以下では、金融法務研究会『金融機関のグループ化と守秘義務』（2002年4月）〔以下「報告書」と呼ぶ〕の「アメリカにおける金融機関の守秘義務」（同報告書8頁以下）以後のこれらの法律に関する主要な動向について述べる。

2 GLB法

(1) GLB法の構成

「プライバシー」と題するGLB法の第5編は、第A節：非公開個人情報の開示と第B節：金融情報への不正（詐欺的）アクセスとに分けて、規定を設けている（前掲報告書49頁以下の条文仮訳参照）（GLB法制定の背景については、井部千夫美＝杉浦宣彦「金融取引の守秘義務についての比較法的考察－欧米の個人金融取引における守秘義務についての法制度を中心に－」金融研究研修センター・ディスカッションペーパー（2006年4月18日）に詳しい）。なお、この法律は、銀行監督当局等による2つの規則（プライバシー規則と安全対策基準）により具体化されている（詳細は、前掲報告書12頁参照）。

(2) 非公開個人情報の開示

（ア）金融機関による非公開個人情報の関係者（関連会社）以外の第三者との共有

金融機関は、顧客の非公開情報（個人情報にかぎる）について、①顧客のプライバシー保護に関する取扱いの指針を策定して顧客に開示しなければならない、②当該金融機関がその情報をその「関係者（affiliate）」以外の者との間において共有するためには、顧客にそれを認

めない意思表示をする機会を与えなければならない。

より具体的には、金融機関は顧客関係が成立した時点およびその後少なくとも毎年1回、顧客の非公開個人情報の関係者・関係者以外の第三者との共有についての指針を顧客に開示しなければならない。その開示においては、①顧客の非公開個人情報の関係者および関係者以外の第三者との共有についての指針、②金融機関が取得する情報の種別、③金融機関における守秘に関する指針、および④連邦公正信用報告法で要求される開示が含まれなければならない。

なお、「非公開個人情報」は、GLB法の509条4項に定義されているが、顧客から金融機関に提供された情報、金融機関と顧客との取引または金融機関が顧客に提供したサービスに起因する情報、その他の方法によって金融機関が取得した情報で個人に関するものが広く含まれる。

金融機関は、上記のような指針を顧客に開示する義務を負うが、これに対して、顧客は、非公開個人情報の当該金融機関によるその関係者以外の者との共有についてこれを許さないこととする権利を有する（顧客によるopt-outと呼ばれる）。

なお、以上とは別に、口座番号等は信用情報機関への提供を除いて、一般にマーケティング目的で他社と共有することは許されない。

（イ）例外その1

上記の規制の第1の例外として、口座番号等の提供について、次のような第三者との情報の共有は、顧客にopt-outの機会を認めずに行うことが許される。すなわち、①当該第三者が当該金融機関のためにサービス（当該金融機関の商品・サービスのマーケティングを含む）を提供する者である場合、②金融機関が第三者との2以上の金融機関の合意により共同で金融商品・サービスが提供される場合の当該合意の当事者である第三者他の金融機関。ただし、情報を共有する合意が顧客に開示され、かつ、共有する第三者が契約上情報の守秘をすべき義務を負う場合にかぎられる。

（ウ）例外その2

上記の規制全般についての例外として、次の8つの場合が認められている。①当該消費者との金融取引の実行等のために必要な場合、②当該消費者の同意または指示がある場合、③詐欺行為防止のため等、または顧客の受益者や受託者等への提供、④格付機関、当該金融機関の弁護士・会計士等への提供、⑤金融プライバシー法で認められている連邦の政府機関、捜査当局等への提供、⑥消費者信用情報機関への提供、⑦事業等の譲渡、合併等の場合（当該事業等に属する消費者の情報部分にかぎる）、⑧他の法令等に基づく場合（司法手続による場合を含む）。

(3) 情報の関係者との共有

金融機関は、顧客の非公開個人情報の関係者との共有（すなわち金融グループ内での共有）は、顧客へ opt-out の機会を与えることなく、つねに許される。ただし、その方針は上述したところに従って顧客に開示されなければならない。

(4) その後の動向

(ア) 私訴権の否定

GLB法の規定またはそれに基づく監督当局の規則に違反する行為があったような場合には、監督当局による是正措置がなされうるが、私人がこれを理由として損害賠償請求等の訴訟を提起することはできない（いわゆる私訴権（private cause of action）はない）と一般に解されていた（前掲報告書 13 頁）。その後、私訴権を否定する判例がいくつか出された（井部＝杉浦・前掲 15 頁）。

(イ) 州の上乗せ規制

GLB法は各州法による規制（上乗せ規制を含む）を排除するものではない。

GLB法に対する各州の上乗せ規制については、その後、カリフォルニア州において、GLB法よりも厳しい内容の州法が成立した（2003 年 8 月成立、2004 年 7 月 1 日施行）。この州法によれば、金融機関が顧客（消費者）の非公開個人情報を関係者と共有する場合（金融グループ内で共有する場合）には opt-out ルールが適用され、顧客に毎年 1 回共有を認めない旨の選択をする機会が与えられなければならない。また、関係者以外の第三者との非公開個人情報の共有については opt-in ルールが適用され、事前の顧客の同意がないかぎり情報を共有することは認められない。

3 連邦公正信用報告法

(1) 概要

1970 年に制定された連邦公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）は、信用情報機関（consumer reporting agencies）が保有する消費者信用情報（個人信用情報）の利用を一定の場合に制限し、消費者が争った場合には信用情報機関に調査義務を課し、信用供与・保険・雇用分野でこれらの信用情報を消費者に不利に使用した者にはその消費者への通知義務を定め、これらの信用情報の使用者にその提供者を特定する義務等を定めてきた。

この法律は信用情報機関を規制するものであるが、金融機関についても、次の 2 つの場合

を除いて、消費者信用情報を「関係者 (affiliate)」または関係者以外の第三者と共有すると、この法律上信用情報機関として扱われ、上述した内容の規制に服する。例外の第 1 は、金融機関がその関係者と消費者信用情報を共有する場合であり、第 2 は、金融機関が消費者である顧客との間の取引または経験 (transactions and experiences) に関する情報 (取引履歴情報) だけを関係者以外の第三者と共有する場合である。

(2) 2003 年改正

連邦公正信用報告法は、2003 年の Fair and Accurate Credit Transactions Act によって改正された (改正の内容の詳細は、National Consumer Law Center, Analysis of the Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003 参照)。とくに、上記で例外とされてきた個人信用情報 (取引履歴情報を除く) の関係者とのマーケティング目的での共有について、金融機関は、消費者に対して事前に opt-out の機会を提供しなければならなくなり、消費者が opt-out した場合には、情報の関係者との共有をすることはできなくなった (なお、この opt-out は 5 年ごとの制度とされている)。

(3) 州法との関係

連邦公正信用報告法は、関係者間での情報共有を禁止ないし制限する州法については、一定の場合を除いて、連邦公正信用報告法が優先適用されると定めている。

この点について、前述したカリフォルニア州法のうちで連邦公正信用報告法と抵触する部分は無効であるとする判例が出された (American Bankers Association v. Lockyer (E.D. Cal. October 4, 2005)) (樋口範雄「金融・信用情報の保護と利用のあり方—アメリカの場合」ジュリスト 1300 号 108 頁以下 (2005 年) 参照)。具体的には、消費者の信用価値、信用状態、信用力、人格、評判、個人的特徴または生活様式に関する情報であって、連邦公正信用報告法にいう与信、保険、雇用等の適格性を判断する目的で収集または利用される情報の共有については、連邦公正信用報告法が優先して適用され、これに上乗せ規制をするカリフォルニア州法の規定は無効であるとされた。換言すれば、これに該当しない情報の共有については、カリフォルニア州法が適用されることになる (以上について、井部=杉浦・前掲 24 頁参照)。